

高等法院
イングランド及びウェールズ商事財産裁判所
会社法廷（大法官部）

ザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュランス・アソシエーション・リミテッド
及びザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュランス・アソシエーション・ヨーロ
ッパの件、並びに 2000 年金融サービス・市場法の件

通知

ザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュランス・アソシエーション・リミテッド
（「**ブリタニヤ**」）および ザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュランス・アソ
シエーション・ヨーロッパ（「**ブリタニヤ・ヨーロッパ**」）（以下総称して「**申請者ら**」と
いいます。）による、ブリタニヤがその日本における支店（「**本日本支店**」）を通じて運営
する保険・再保険事業を、2000 年金融市場・サービス法第 7 部に基づくスキーム（「**本ス
キーム**」）及び 2021 年 1 月 29 日に下された本スキームを承認する裁判所命令に従ってブ
リタニヤ・ヨーロッパへに譲渡すること（以下、「**本日本支店譲渡**」という。）を確認する
命令（「**本命令**」）の申請について、イングランド及びウェールズ高等法院（「**本裁判所**」）
の判事により、2022 年 1 月 28 日に The Rolls Building, 7 Rolls Buildings, Royal Courts of
London, Fetter Lane, London EC4A 1NL において、又はオンライン・プラットフォームを
通じて遠隔地から審問が開かれることをここに**通知**いたします。

譲渡される事業は、ブリタニヤの本日本支店が管理する全保険・再保険事業であり、以下
を含みます。

1. ブリタニヤが保険者又は再保険者となり、本日本支店を通じて管理されている全
ての保険及び再保険契約。
2. 本日本支店が管理するブリタニヤの出再契約、及び
3. ブリタニヤの本日本支店が管理する事業一切に関するブリタニヤの全ての契約、
資産及び負債。

（以下、「**譲渡対象日本支店事業**」といいます。）

本裁判所による本命令がなされることを条件として、譲渡対象日本支店事業は、2022 年 2
月 20 日 12:00 GMT にブリタニヤからブリタニヤ・ヨーロッパに譲渡されます。譲渡日本
支店事業は、以後ブリタニヤ・ヨーロッパが日本支店を通じて行い、ティンドール・ライ
リーは、譲渡対象日本支店事業の管理を継続します。本日本支店譲渡によって、ブリタニ
ヤによる又は対する法的手続きは、ブリタニヤ・ヨーロッパによる又は対するものとして

継続が確保されます。本日本支店譲渡前にブリタニヤのために処理されていた全ての請求は、本日本支店譲渡後はブリタニヤ・ヨーロッパのために処理され、本日本支店譲渡後に発生する全ての請求はブリタニヤ・ヨーロッパのために処理されます。

本日本支店を通じたブリタニヤのメンバーで、2022年2月20日に契約を更改した、または契約を開始した各メンバーは、ブリタニヤ・ヨーロッパのメンバーとなります。本日本支店譲渡後、ブリタニヤ・ヨーロッパの定款及び保険クラスに関する保険約款が移転された保険・再保険契約に適用され、すべての保険料はブリタニヤ・ヨーロッパに支払われることとなります。

譲渡対象日本支店事業に係る保険契約者で、保険契約又は本日本支店譲渡についてご質問がある方は、Tindall Riley (Britannia) Limited の Phillippa Smith（電話：+44 (0)20 7407 3588、通常の営業時間内）にご連絡ください。

独立専門家による本日本支店譲渡に関する報告書（「追加補足報告書」）（2022年1月14日より入手可能）、本スキーム、2021年1月29日付本スキームを認可する命令、及び本スキームの条件を定める説明書の写しは、Tindall Riley (Britannia) Limited, Regis House, 45 King William Street, London EC4R 9AN 宛ての Phillippa Smith への書面または BritanniaPartVII@tindallriley.com への電子メールで入手可能です。

あるいは、本スキーム、2021年1月29日付本スキームを認可する命令、本スキームの条件を示す説明書、追加補足報告書の写しは、ブリタニアのウェブサイト <https://britanniapandi.com/part-vii-transfer>（追加補足報告書は2022年1月14日から）からダウンロードすることが可能です。

本日本支店譲渡を実施することにより不利益を受けると考える者は、（ブリタニヤ及びブリタニア・ヨーロッパ、並びに／又は本裁判所に書面を送付するか、ブリタニヤとブリタニア・ヨーロッパに口頭で表明することにより）異議を申し立てるか、又は、本人自身又はバリスター若しくはソリシター・アドヴォケイトを代理人にして審問に出席することが可能です。

異議を申し立てようとする方、又は、ご自身又はバリスター若しくはソリシター・アドヴォケイトを代理人にして審問に出席しようとする方は、その意思及び異議の理由を可能な限り速やかに、可能であれば2022年1月21日までに、Tindall Riley (Britannia) Limited, Regis House, 45 King William Street, London EC4R 9AN の Phillippa Smith まで通知するよう求められます（ただし義務ではありません）。すべての表明は審問で本裁判所に提出されます。

ブリタニヤ及びブリタニア・ヨーロッパのソリシター、Holman Fenwick Willan LLP, Friary Court, 65 Crutched Friars, London EC3N 2AE, United Kingdom, +44 (0)20 7264 8000, ref. RWH/WJR/667.46.

2022年1月10日

(原文は英文であり、上記は参考訳です。英文と和文とで齟齬があるときは英文が優先します。)